

# 東神楽町森林整備計画書（樹立案）

計画期間

自：令和6年 4月 1日

至：令和16年 3月 31日

第1回変更（令和7年4月1日変更）

第2回変更（令和8年 月 日変更）

北海道東神楽町



## 第1回変更

変更理由	地域森林計画に適合させるための変更及び概要図の修正 該当箇所の文言の整理
変更内容	森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法の変更 概要図に民有林、公有林の凡例の追加 目次・18・31・35・49ページの文言の整理
変更計画が有効となる年月日	令和7年4月1日から適用

## 第2回変更

変更理由	地域森林計画に適合させるための変更 該当箇所の文言の修正、目次ページの訂正、ページ番号の訂正
変更内容	23ページ表中アカエゾマツの間伐の選木方法の変更 「定性および定量」を「定性および列状」へ改める  別表-1、別表-2、別表-3 および <付図> 東神楽町森林整備計画概要図のページ番号修正 (56ページから68ページまでのページ番号修正)
変更計画が有効となる年月日	令和8年4月1日から適用

## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
(1)	森林の整備及び保全の目標並びに基本方針（表-1）	4
(2)	その他必要な事項	6
3	森林施業の合理化に関する基本方針	8
II	森林の整備に関する事項	9
1	森林の立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	9
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
(2)	立木の標準伐期齢（表-2）	10
(3)	その他必要な事項	11
2	造林に関する事項	13
(1)	人工造林に関する事項	13
(2)	天然更新に関する事項	17
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	20
(4)	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	21
(5)	その他の必要な事項	22
3	間伐及び保育に関する基本的事項	22
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	22
(2)	保育の種類別の標準的な方法	23
(3)	その他必要な事項	25
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	26
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	26
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	29
(3)	その他必要な事項	30
5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	32
(1)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	32
(2)	路網整備等推進区域の設定	34
(3)	作業路網の整備及び維持運営に関する事項	34
(4)	その他必要な事項	35
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	36
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	36
(2)	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	3

(3) 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項....	3 6
(4) 森林経営管理制度の活用に関する事項.....	3 7
(5) その他必要な事項.....	3 7
7 森林施業の共同化の促進に関する事項.....	3 7
(1) 森林施業の共同化の促進に関する方針.....	3 7
(2) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策.....	3 8
(3) 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項.....	3 8
(4) その他必要な事項.....	3 9
8 その他森林整備の方法に関し必要な事項.....	3 9
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項.....	3 9
(2) 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	4 0
(3) 林産物の利用の促進のために必要な施設整備に関する事項.....	4 1
III 森林の保護に関する事項.....	4 2
1 鳥獣害の防止に関する事項.....	4 2
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法..	4 2
(2) その他必要な事項.....	4 4
2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項.	4 4
(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方法.....	4 4
(2) 鳥獣害対策の方法 (1 鳥獣害の防止に関する事項に掲げる事項を除く)	4 5
(3) 林野火災の予防の方法.....	4 6
(4) 森林病害虫の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項.....	4 6
(5) その他必要な事項.....	4 6
IV 森林の保健機能の増進に関する事項.....	4 7
(1) 保健機能森林の区域.....	4 7
(2) 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 .....	4 7
(3) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項..	4 7
(4) その他必要な事項.....	4 7
V その他森林の整備のために必要な事項.....	4 8
(1) 森林経営計画の作成に関する事項.....	4 8
(2) 生活環境の整備に関する事項.....	4 8
(3) 森林整備を通じた地域振興に関する事項.....	4 9
(4) 森林の総合利用の推進に関する事項.....	4 9

(5) 住民参加による森林の整備に関する事項.....	49
(6) その他必要な事項.....	50

別表-1 公益的機能別施業森林及び木材等生産林の区域 ..... 56

別表-2 公益的機能別施業森林における施業方法 ..... 59

別表-3 鳥獣害防止森林区域 ..... 61

<付図> 東神楽町森林整備計画概要図

森林資源状況図 ..... 62

土地利用図 ..... 63

地質図 ..... 64

公益的機能別施業森林図 ..... 65

木材等生産林図 ..... 66

鳥獣防止森林区域図 ..... 67

保安林・他法令による地区指定（制限林）図 ..... 68

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

#### ① 東神楽町の概要

東神楽町は、上川盆地の中心に位置しています。南東側は美瑛町、北東側は東川町に接し、他は旭川市に囲まれています。東川町及び旭川市東旭川町とは忠別川が境となり、美瑛町及び旭川市西神楽とは丘陵地帯が境となっています（図-1）。平坦部には忠別川や志比内川、ポン川、八千代川、稻荷川等の河川が流れしており、その本流又は支流沿いに耕作地が開け集落が形成されています。森林は耕作地として利用が難しい傾斜地に多く存在しています。

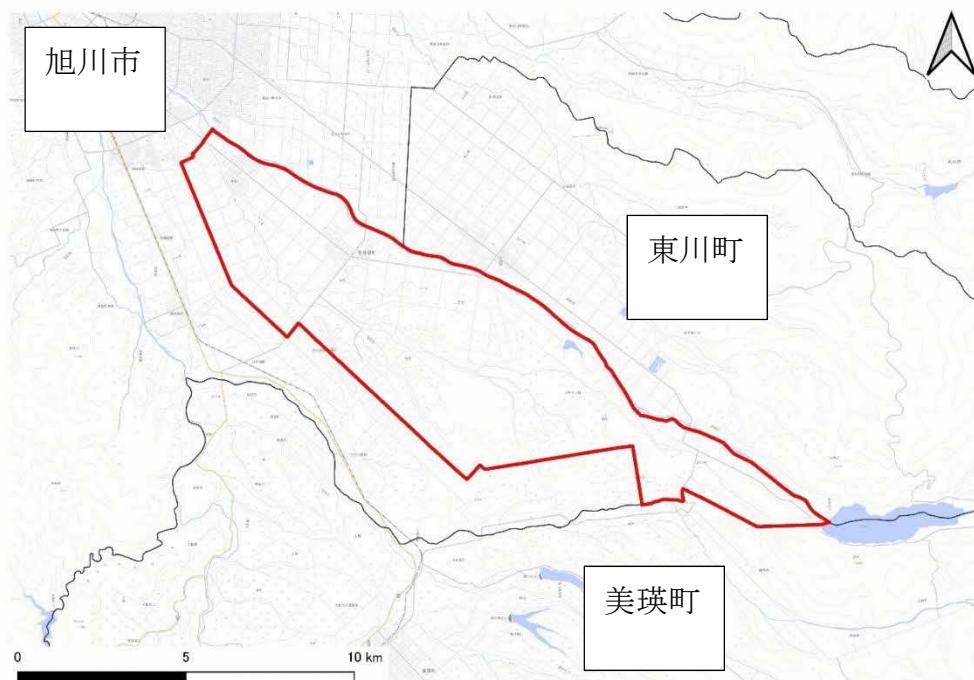


図-1 東神楽町概要図

「国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）」([https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3\\_0.html](https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html)) を加工して作成  
この地図の作成にあたっては、国土地理院の地理院タイル<淡色地図> (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>) の最新版を使用した

人口 9, 943 人 (令和 5 年 1 月末日現在) に対して、町の面積が 68.5 km<sup>2</sup> (6,850ha) と狭いです。このため、人口密度が 145 人/km<sup>2</sup> と道内の市町村では上位に位置しています。

## ② 森林の現状

当町の森林面積は 1, 421 ha で当町の総面積のおよそ 21% を占め、そのうち人工林の面積は 1, 035 ha で森林全体の 73% となっています (図- 2)。人工林の齢級構成は、31 年生 (7 齢級) 以上が 814ha で人工林の 77% を占めており、偏りが生じています (図- 3)。このうちカラマツ類が 696 ha で人工林の 66% となっています。

(※森林の諸元：令和 4 年度森林調査簿確定版より)

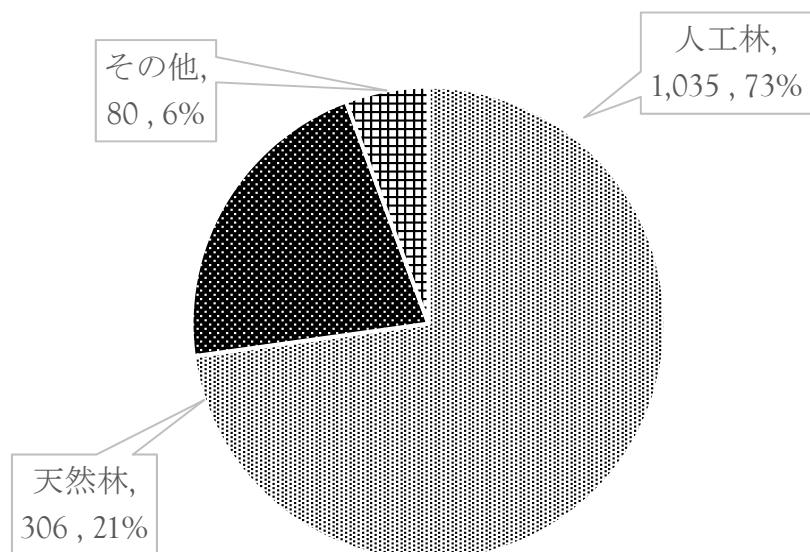


図- 2 町内の森林面積 (単位 : ha)

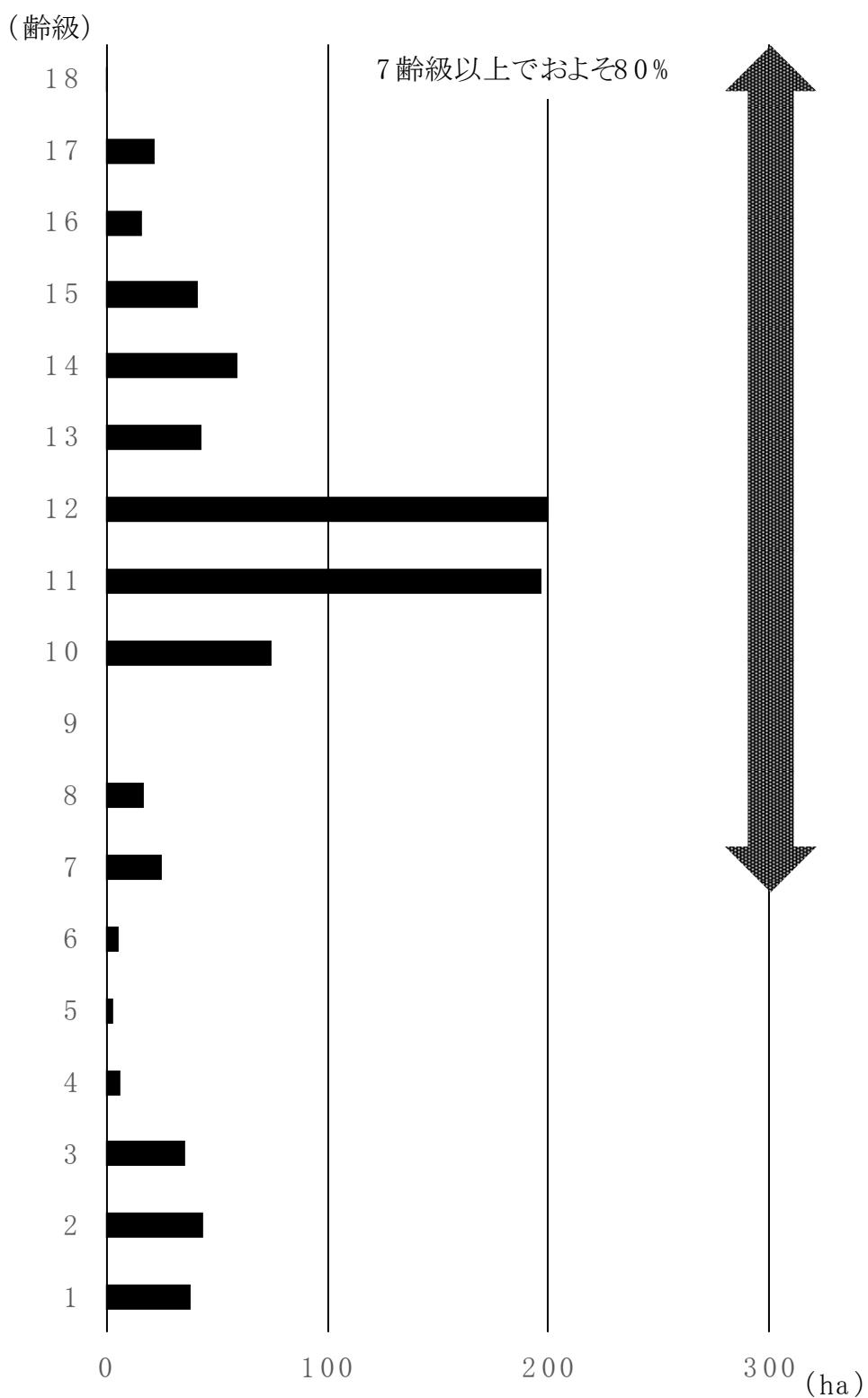


図-3 人工林の齢級  
(※ 1齢級：林齢1～5年生、2齢級：林齢6～10年生、…以下省略)

### ③ 課題

先述のとおり、人工林の齢級構成が高齢級に偏っており、収穫期を迎えている森林が多いことから、近年は皆伐面積が増加し、着実な造林の実施が難しくなっています。また、森林所有者の高齢化が進む一方で、世代交代が進んでおらず森林経営に対する意欲の低下が危惧されます。

## 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### (1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針 (表- 1)

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する地域住民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社

会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて区分します。まず、森林には木材等生産機能がありますが、それ以外にも水源涵養機能、土砂災害防止・土壤保全機能、快適環境形成機能、地球環境保全機能、生物多様性保全機能、保健・レクリエーション機能、文化的機能などの多面的機能を有しております、私たちの生活に深く結びついています。これらの機能を以下の2つに大別します。

- i) それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林を『公益的機能別施業森林』とします。
- ii) 公益的機能別施業森林以外の森林として、木材等の生産機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林を『木材等生産林』とします。

公益的機能別施業森林は、以下の4つに区分します。水資源の涵養機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林を「水源涵養林」、山地に関する災害防止及び土壤保全機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林を「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林を「生活環境保全林」、保健文化機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林「保健・文化機能等維持林」とします。さらに「水源涵養林」のなかで水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林を「水資源保全ゾーン」とします。また、「保健・文化機能等維持林」のなかで河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために、特に保全が求められている森林を「生物多様性ゾーン(水辺林タイプ)」、貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林を「生物多様性ゾーン(保護地域タイプ)」とします。

木材等生産林のなかで、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持

続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、それぞれの区域の中で重ねて設定します。

これらの森林の区域をそれぞれの望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含めた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や鳥獣被害等の防止対策の推進等を促進します。また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な経営管理に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進します。

## (2) その他必要な事項

- i) 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ii) 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や樹齢の異なる構造とすることを基本とします。
- iii) 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

表- 1 森林の区域と森林整備及び施業の基本方針

公益的機能別施業森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林整備の基本的な考え方 及び森林施業の推進方策
水源涵養機能  かん	水源涵養林  かん	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間にとんだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間にとんだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能/ 土壤保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級化や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び回避を推進する。また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて渓岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止め工や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている河畔林等の保全を推進する。
	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一緒にあって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や地域住民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持、形成に配慮した森林整備を推進する。
保健・レクリエーション機能/ 文化機能/ 生物多様性保全機能	水辺林タイプ  生物多様性ゾーン	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林

公益的機能別施業森林以外の森林

発揮を期待する機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備の基本的な考え方 及び森林施業の推進方策
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽等によって確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を踏まえつつ、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合等の林業事業体、道、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、推進することとします。なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を共有しながら取り組むこととします。

## II 森林の整備に関する事項

### 1 森林の立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

i) 立木の伐採（主伐）は、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点は次のとおりとします。

##### ① 皆伐

皆伐については、主伐のうち②の択伐以外とします。皆伐は気候、地形、土壌等の自然的条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状及び1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク配置や景観への影響に配慮し適確な更新を図ることとします。なお、1箇所あたりの伐採面積は、原則10haとし、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に努めることとします。伐採時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

##### ② 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法で、単木か帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で伐採を行うこととし、原則として材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- ii) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地の間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の林帯幅を確保します。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。なお、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。
- iii) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。
- iv) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

## (2) 立木の標準伐期齢 (表- 2)

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な自然条件及び社会的条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐期齢及び森林の

構成を勘案して定めます。なお、立木の標準伐期齢は、当町の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

表- 2 樹種別の立木の標準伐期齢

	樹 種	林 齡
人工林	アカエゾマツ・エゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ(グイマツ・グイマツとの交配種を含む)	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として天然下種更新によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種更新によって生立する広葉樹	80
	主にぼう芽によって生立する広葉樹	25

※「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほど木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹を指します。

### (3) その他必要な事項

- i) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいいます。伐採及び搬出する際、並びに集材路・土場の作設時は「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知)に則した方法によることとします。

また、林地の保全等を図るため、荒天時は集材路・土場の使用を避けるものとし、使用後は原則植栽等により植生の回復を促すこととします。

- ii) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、地利に優れ、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。
- iii) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止や風致の維持、又は森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹林帯を残すよう努めるものとします。
- iv) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
  - a. 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
  - b. 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
  - c. 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- v) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- vi) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じ

て集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壤が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。また、特に河川周辺や沢筋で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

viii) 特色のある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行ふこととします。特にクマゲラ、シマフクロウ、及びクマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

## 2 造林に関する事項

造林については I の 2 の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、適切な施業方法により造林を実施するものとします。特に天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により、適切な更新方法を選択するものとします。

### (1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うこととします。また、効率的な森林整備を行うため、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

① 人工造林の対象樹種 (表- 3)

- i) 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壤等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。
- ii) 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。
- iii) 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

表- 3 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	樹種名
	カラマツ(グイマツとの交配種を含む)・グイマツ・トドマツ・アカエゾマツ・エゾマツ・ヤチダモ・ミズナラ・カツラ・カンバ類・ハンノキ・ヨーロッパトウヒ・その他郷土樹種

※その他の郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な本数を決定することとします。

② 人工造林の標準的な方法

- i) 育成单層林を導入又は維持する森林
- a. 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適

確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

- b. 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。
- c. 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ネズミ被害の状況等を考慮した上で、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。
- d. 植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、植栽後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。樹種別の植栽時期については、表-4のとおりとします。

表-4 樹種別の植栽時期

植栽時期	樹 種	植栽期間
春植え	トドマツ・アカエゾマツ	4月上旬～6月上旬
	カラマツ・その他	4月上旬～6月上旬
秋植え	トドマツ・アカエゾマツ	9月下旬～11月下旬
	カラマツ・その他	10月上旬～11月下旬

- e. コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも表-4の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

f. 植栽本数は、主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし（表-5）、多様な森林整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気候災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の發揮や植栽コストの低減を図る場合は、表-5に関わらず本数の低減についても併せて検討することとします。特に初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。

植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新が期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

表-5 樹種別の植栽本数

仕立て方法	樹種(本/ha)				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

ii) 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

植栽本数の例は、次のとおりです。

# #

#####

※カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする場合の例※

東神楽町森林整備計画で示すカラマツ中庸仕立ての植栽本数が2,000本／

haから、 $2,000 \text{ 本} / \text{ha} \times 30\% = 600 \text{ 本} / \text{ha}$ となり、1haあたり、

おむね600本以上を植栽することになります。

# #

#####

### ③ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地は、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

#### (2) 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

##### ① 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、表-6のとおりとします。天然下種更新は高木性の樹種、ぼう芽更新では高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

表- 6 天然更新の対象樹種

天然更新の 対象樹種	更新種	樹種名
	天然下種更新	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、カシワ、ヤチダモ、など
	ぼう芽更新	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど

## ② 天然更新の標準的方法

### i) 天然更新の完了の判断基準

2の(2)の③に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実と見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種<sup>(注1)</sup>の稚幼樹等<sup>(注2)</sup>が幼齢林<sup>(注3)</sup>にあっては成立本数が立木度<sup>(注4)</sup>3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積<sup>(注5)</sup>に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が一様でない場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。天然更新すべき期間内に完了の判断基準が満たされない場合は、天然更新補助作業又は植栽による更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、表-5に定められた樹種ごとの標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成 24 年 5 月 15 日付け森林第 111 号森林計画課長通知）によるものとします。

注 1) 高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が 10 m 以上になる樹種です。

注 2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

注 3) 幼齡林とは、伐採後おおむね 15 年生未満の森林をいいます。

注 4) 立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度 3 は期待成立本数の 3 割が更新した状態をいいます。なお、伐採後 5 年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

**立木度 = 現在の林分の本数 / 当該林分の林齢に相当する期待成立本数<sup>(注 6)</sup> × 10**

注 5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

注 6) 表- 7 天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数

広葉樹

階層	期待成立本数 (本/ha)
上層	300
中層	3,300
下層	10,000

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数 (本/ha)
上層 (カラマツ)	300
上層 (その他針葉樹)	600

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上、初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積が小さいもの

ii) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況を考慮の上、必要に応じ芽かき、又は植込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

### ③ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助事業又は植栽により更新を図ることとします。

## (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### ① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等のからの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

i) 気候、地形、地質、土壤等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

ii) <sup>かん</sup>水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣における主伐箇所の天然更新の状況などを勘案することとします。ただし、次の a から e に掲げる森林については植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

a. 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林

b. 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林

c. 公益的機能別森林の区域で別途更新の方法が定められている森林

d. 湿地、風衝地、岩石地で更新が著しく困難な森林

e. ぼう芽性の強い広葉樹で構成される森林

②植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

#### (4) 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

①更新に係る対象樹種

i) 人工造林の場合

表- 3 によるものとします。

ii) 天然更新の場合

表- 6 によるものとします。

## ② 生育しうる最大の立木の本数

前掲（P18）の「天然更新完了基準書の制定について」によるものとします。

### (5) その他の必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

## 3 間伐及び保育に関する基本的事項

### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- ① 間伐は、林冠がうつ閉（隣あった樹木の枝葉が互いに接して、それらの枝葉が林地を覆うことになること）し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する保育の方法であって、伐採後の一定期間内に林冠がうつ閉するよう行うこととします。
- ② 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率で繰返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、表-8のとおりとします。

表-8 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツ並びに グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350 本/ha	18	25	33	41	-	選木方法：定性および列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満：7 年 標準伐期齡以上：8 年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	19	24	30	38	-	選木方法：定性および列状 間伐率（材積率）：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満：6 年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	22	31	39	49	62	選木方法： <b>定性および列状</b> 間伐率（材積率）：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満：10 年

注1) 「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き ((地独) 北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

- ③ 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件の森林は、高性能林業機械による効率的な作業システムの導入や列状間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。
- ④ 列状間伐を実施する際は、現地の作業システム（ハーベスター等）に応じた伐採幅を確保するほか、強度な伐採率とならないよう配慮し、残存列が混みすぎている場合は定性間伐を併用するなど、立木及び林地を痛めないよう実施することとします。

## (2) 保育の種類別の標準的な方法

### ① 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、

特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気候条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

## ② 除伐

下刈りの終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない、若しくは形質の悪い植栽木など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽木以外であっても、その生育状況、森林の有する公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残して育成の対象とすることとします。

## ③ つる切

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻きついたつる類を切って取除くこととします。除伐と併せて行うこととし、つる類の繁茂の状況に応じて実施することとします。なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期については、表-9のとおりとします。

表-9 主要樹種ごとの標準的な保育の時期

### ○下刈り

樹種	年									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	◀	▶								
トドマツ	◀	▶								
アカエゾマツ	◀	▶								

○除伐・つる切り

樹種	植栽年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春	△									
	秋		△								
トドマツ	春		△								
	秋			△							
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) 下刈りは現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討する。年2回の下刈りは、

植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施する。

注2) カラマツにはグイマツ等を含む。

### (3) その他必要な事項

- ① 木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により行うこととします。
- ② 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。
- ③ 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外へ搬出するものとします。
- ④ トドマツ・アカエゾマツ・エゾマツ（トウヒ類）については、間伐作業等の外的要因による損傷を受けやすく、溝腐病等に冒されるおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

### (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

① 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)

#### i) 区域の設定

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源涵養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林などを水源の涵養機能の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の自然条件及び社会条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、別表-1のとおり定めます。

### ii) 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期延長、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図ることとします。当該施業を推進すべき森林は、別表-2のとおり定めます。

## ② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

### i) 区域の設定

以下のaからcの森林において、森林の土地に関する災害の防止機能、土壤の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表-1により定めます。

#### a. 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

山地災害防止機能及び土壤保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止や土壤保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、山地災害防止機能及び土壤保全機能の維持増進を図る森林とし、別表-1のとおり定めます。

#### b. 快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、地域住民

の日常生活に密接に関わりを持ち騒音や塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気候災害の防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林とし、別表-1のとおり定めます。

c. 保健文化機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能が求められている森林を基本とし、保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林に関する社会条件、林況、地域の要請を踏まえた上で、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全の維持増進を図る森林とし、別表-1のとおり定めます。

ii) 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに分散を図るとともに、天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとします。具体的には、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定

め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で一部を皆伐することを可能とします（「長伐期施業」とは、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます）。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致のすぐれた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。それぞれの森林の区分についての施業は別表-2のとおり定めます。

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

### i) 区域の設定

林木等の生育に良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林を木材等生産の維持増進を図る森林として別表-1に定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を特に効率的な森林施業が可能な森林として別表-1に定めます。なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないよう定めることとします。

### ii) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の發

揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。それぞれの森林の区分についての施業は別表-2 のとおり定めます。なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については表-10 を目安として定めます。

表-10 樹種別の施業方針

樹種	主伐時期(年)	仕立て方法	生産目標 目標胸高直径(cm) (参考)
カラマツ (グイマツとの 交配種を含む)	50	中庸仕立て	一般材生産 38
トドマツ	50	中庸仕立て	一般材生産 30
アカエゾマツ	75	中庸仕立て	一般材生産 30

### (3) その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、(1) の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

#### ① 水資源保全ゾーン

#### i) 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林、並びに水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林を、自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえて設定し、別表-1のとおり定めます。

#### ii) 森林施業の方法

水源涵養林における森林施業を基本とし、更なる伐採面積の縮小及び分散化を努めることとします。また、水質の影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。当該施業を推進すべき森林は、設定ありません。

### ② 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

#### i) 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与えるおそれのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を設定し、別表-1のとおり定めます。

## ii) 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、伐採方法は択伐とします。作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。当該施業を推進すべき森林は、設定ありません。

### ③生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

#### i) 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について設定し、別表-1のとおり定めます。

#### ii) 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、伐採方法は択伐とします。伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。当該施業を推進すべき森林は、設定ありません。

## 5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

#### ① 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密

度の水準を表- 11 のとおり定めます。

表- 11 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
		基幹路網	
緩傾斜地(0°~15°)	車両系作業システム(注1)	110以上	35以上
中傾斜地(15°~30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地(30°~)	架線系作業システム(注2)	20<15>以上	20<15>以上

注 1) 『車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を積み、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用』

注 2) 『架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて積み重ねするシステム。タワーヤードー等を活用。』

注 3) 急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を行わない施業（造林・保育等）を行う箇所に適用するものではありません。

## ②作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産が低コストかつ高効率な作業システムとするためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させ労働生産性の向上を図ることが不可欠です。このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通して生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてこれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、表- 12 を目安として主にハーベスター、フォワー

ダ、グラップルローダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

**表- 12 傾斜区分による作業システム**

傾斜区分	伐倒	集材〈木寄せ〉	造材	巻立て
緩傾斜 (0°~15°)	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】 〈グラップルローダ〉	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
	ハーベスタ	スキッダ【全幹集材】 〈グラップルローダ〉	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	- (伐倒と同時に玉伐り)	グラップルローダ
中傾斜 (15°~30°)	チェンソー	トラクタ【全幹集材】 〈グラップルローダ〉	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
	チェンソー	スキッダ【全幹集材】 〈グラップルローダ〉	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
急傾斜 (30°~)			施業対象外	

※【 】は、集材方法。

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

## (2) 路網整備等推進区域の設定

作業路網の整備とあわせて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は該当ありません。

## (3) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

### ① 基幹路網に関する事項

#### i) 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道整備を図る観点

等から、「林道規程」(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)、「林道専用道作設指針」(平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める「林業専用道作設指針」(平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知)に則り開設することとします。

ii) 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画については、該当ありません。

② 細部路網の整備に関する事項

i) 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める「森林作業道作設指針」(平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知)に則して開設することとします。

③ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

(4) その他必要な事項

該当なし

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha未満の森林を所有する小規模森林所有者が80%と大半を占めています（令和4年森林調査簿確定版より）。また、町内的一般民有林のうち、73%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及び林業事業体による森林経営の受委託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進することとします。

### (2) 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

### (3) 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体等と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5年間）において、自

ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることとします。さらに、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意することとします。

#### (4) 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、当町を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるよう図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

なお、森林経営管理制度に基づく意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

#### (5) その他必要な事項

該当なし

### 7 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### (1) 森林施業の共同化の促進に関する方針

東神楽町における一般民有林の森林所有者は5ha以下的小規模森林所有者が多く、これから森林施業を計画的、効率的に実行するために町、森林組合、森林所有

者等が地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落及び各団地単位での施業集約化を図ることとします。

## (2) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模森林所有者が多い中で適切かつ計画的な森林施業を行うためには、施業の共同化による効率的な森林経営を行うことが重要です。このため、森林組合等の林業事業体への保育等の森林施業を促すことにより、計画的な森林整備の実施を推進することとします。

また、森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間において合意形成を図ることが必要です。このため、町、森林組合及び関係機関等が協力して森林管理の重要性などの普及啓発に努め、合意形成を図ることとします。

また、森林施業の共同化を確実に促進するため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の促進を図ることとします。

## (3) 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することとします。

- ① 共同して森林施業を実施する者（以下、共同森林施業実施者）は、一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法や利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にすることとします。
- ② 共同森林施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗及びその他資材等の購入など共同して行う施業の実施方法をあらかじめ定めることとします。

③ 共同森林施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同森林施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について定めることとします。

#### (4) その他必要な事項

森林施業の共同化は、コストの削減も重要であるが施業の安全確保が必要であるため、施業着手前に施業方法について綿密に打ち合わせるものとします。

### 8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

##### ①人材の確保と育成

林業従事者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に

取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

## ②林業事業体の経営体质強化

当町の森林整備の担い手である森林組合などの林業事業体を育成するために、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、経営の多角化、広域合併、協業化などによる組織、経営基盤の強化を推進するなど、林業事業体の経営体质の強化を図ることとします。特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や、事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

### (2) 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

#### ① 森林施業の機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクタによる従来型の作業システムに加え、ハーベスターによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取組むものとします。

#### ② 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標 (表- 13)

表- 13 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状	将来
伐採	チェーンソー ハーベスター	チェーンソー ハーベスター
造材	チェーンソー ハーベスター プロセッサ	チェーンソー ハーベスター プロセッサ
集材	トラクタ スキッダ フォワーダ	トラクタ スキッダ フォワーダ
造林 保育 等	地拵え	バックホウ ロータリークラッシャー
	下刈り	刈払機
	枝打ち	人力
		リモコン自動枝打機

### ③ 林業機械化の促進方策

林業機械の導入に関する方策は次のとおりです。

- i) 林業事業体によるハーベスター、フォワーダ等の導入
- ii) 高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への参加の促進

### (3) 林産物の利用の促進のために必要な施設整備に関する事項

地域の森林・林業、木材生産業の安定化を図るためにには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。特に、上川南部地域森林計画区では、豊富な森林資源を背景に、木材・木製品、パルプ・製紙業などの木材関連産業が発達しており、地域の基幹産業となっていることから、地材地消の取組を推進することにより、地域の活性化につながることが期待できます。このため、地域材利用に関する消費者への普及啓発活動や建築事業者等との連携に取組み、需要促進を図るよう努めることとします。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）に基づいて、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（令和 4 年 3 月 28 日改正）に則した「東神楽町地域材利用推進方針」（令和 5 年 1 月 13 日改正）に従って、公共建築物においては積極的に地域材を利用するほか、森林バイオマスエネルギーの導入など幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進することとします。あわせて、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 ）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

### III 森林の保護に関する事項

#### 1 鳥獣害の防止に関する事項

##### (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

##### ① 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害

や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。なお、区域は林班を単位として設定することとします。

## ② 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、i) 又は ii) に掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。なお、i) に掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、東神楽町鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を適確に把握し、被害の発生、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

### i) 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

## ii) 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、

誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

## (2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うことにより確認することとします。また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

## 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

#### ① 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病害虫等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、当町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病害虫等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

## ② その他

森林病害虫等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、当町や総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

## (2) 鳥獣害対策の方法（1 鳥獣害の防止に関する事項に掲げる事項を除く）

① エゾヤチネズミ等による食害に対しては、カラマツ造林地において生息場所となる枝条の堆積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種の検討を行うこととします。また、ネズミの発生動向を踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を講ずることとします。

② 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

③ 森林の保護にあたっては、上川総合振興局、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### (3) 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとします。また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、注意旗の設置、広報誌による普及・宣伝を行い警防思想の普及を図ることとします。

### (4) 森林病害虫の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項

原則として火入れは行わないものとしますが、森林病害虫の駆除のための火入れを実施する場合は、「東神楽町火入れに関する規則（令和3年6月30日）」に定める基準に基づき、適切な火入れを行うこととします。

### (5) その他必要な事項

- ① 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分  
該当なし。ただし、森林病害虫のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。
- ② その他
  - i) 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設ける等の防止対策に努めます。
  - ii) 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### (1) 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に發揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

該当無し

### (2) 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当無し

### (3) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### ① 森林保健施設の整備

該当無し

#### ② 立木の期待平均樹高

該当無し

### (4) その他必要な事項

該当無し

## V その他森林の整備のために必要な事項

### (1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

#### ① 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

i) IIの2の(3)の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

ii) IIの4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

iii) IIの5の(3)森林の経営又は受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの6の(3)の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

iv) IIIの2の森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防、その他の森林の保護に関する事項

#### ② 森林法施行規則第33条1号口に基づく区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく区域について、路網の整備の状況、他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を、一体として効率的に行うことができると認められる区域として、次のとおり定めます。

該当なし

### (2) 生活環境の整備に関する事項

該当なし

### (3) 森林整備を通じた地域振興に関する事項

水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全など森林の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、間伐の推進、長伐期施業の導入、複層林・針広混交林への誘導、広葉樹林の保全・整備などを進めます。また、効果的な治山対策、自然環境の保護対策、森林空間の利用促進対策を進め、快適で潤いある森林環境の形成を図っていきます。

### (4) 森林の総合利用の推進に関する事項

森林に対する地域住民の需要は高度・多様化していることから、それらの需要に応える森林整備を森林所有者等の理解と協力のもとに推進するものとします。

### (5) 住民参加による森林の整備に関する事項

#### ① 地域住民参加による取組みに関する事項

森林に対する地域住民の要望は多様化しており、これに応えられる森林の整備を行っていくには、地域住民の要望を適確に把握するとともに、森林整備への地域住民の理解と協力が不可欠です。このため、森林に係る計画書等を広く地域住民に公表するなど、森林整備への地域住民の参加を促進するものとします。

また、森林とのふれあいを実りあるものにするためには、山林での事故防止に努めることが大切です。このことから、山火事予防や林道での交通事故防止をころがけ、遭難やヒグマとの接触を避けるための方法など、入林者に対するマナーやルールの普及啓発に努めるものとします。

#### ② 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

#### ③ 青少年の学習機会の確保に関する事項

青少年の森林に関する学習機会や森林について学ぶことができる場の確保について努めます。また、情報提供を積極的に行い、森林保全に関する普及・啓発に努めるものとします。

#### (6) その他必要な事項

##### ① 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。なお、「要整備森林」は、地域森林計画において指定されます。

指定なし

##### ② 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

###### i) 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33条及び第44条の規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととします。また、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34条の許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。

a. 立木の伐採の方法

ア. 伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次の(a)～(c)の3区分です。なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

a. 禁伐： 主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。

b. 拾伐： 森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ha未満であるもの。

c. 皆伐： 伐採種を定めないので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

イ. 伐期齢

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

ウ. 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

○期間： 特例の期間は指定後10年以内とされています。

○伐期齢： 伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していないても主伐に係る伐採をすることができます。

○伐採種： 伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては拾伐による伐採を、拾伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採を

することができます。

## エ. 間伐

樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所でなければ間伐に係る伐採をすることはできません。

### b. 立木の伐採の限度

#### ア. 皆伐面積の限度

○保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年 2 月 1 日に知事が公表する翌伐採年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。

○限度公表は、2 月 1 日のほか 6 月、9 月、12 月の各月の 1 日に、残期間分の伐採限度を公表します。

○大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積限度が 20 ha を超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度をこえて伐採することはできません。

○防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅 20 m 以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

#### イ. 拝伐材積の限度

○伐採年度ごとに拜伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に拜伐率（注）を乗じた材積としています。

（注） 拜伐率 = (森林の立木材積 - 前回の拜伐後の森林の立木材積) / 森林の立木材積  
(上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。)  
なお、10 分の 3 をこえる場合は 10 分の 3 とします（ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については 10 分の 4 をこえる場合は 10 分の 4 とします。）。

○保安林の指定後最初に行う択伐にあっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積としています。

### ○間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の10分の3.5をこえない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年以内において10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

#### c. 植栽の方法・期間及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種について次のように定めています。

##### ア. 植栽の方法

○次のウに記した指定樹種の満一年以上の苗を、ウに記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

○択伐指定箇所については、上記に関わらず、上記の本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

##### イ. 植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽しなければなりません。

#### ウ. 植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの1ha当たりの植栽本数を定めています。

##### ii) 自然公園特別地域内における森林

該当なし

##### iii) 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条、砂防法施行条例第3条及び砂防法施行細則第2条の制限の範囲内で行うこととします。立木の伐採にあたっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ha未満となるよう留意することとします。

##### iv) 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

該当なし

##### v) 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

該当なし

##### vi) その他の制限林 (表- 14)

表- 14 制限林と根拠法令

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条

#### ③ 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、地域の関係者の合意形成を図

り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

#### ④ 森林施業共同化重点実施地区

「森林施業共同化重点実施地区」は、森林施業の共同化を組織的、効率的に行うことを中心とする区域であり、当該地区において基幹路網の継続的な開設を行う路線及び区域は次のとおりです。

区域指定なし

#### ⑤ 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

#### ⑥ 登録林業事業体の活用

森林整備の実施にあたっては、適切な森林整備を行うことができ、労働安全管理に努める登録林業事業体を活用するよう努めることとします。

#### ⑦ 森林の管理状況等から森林の有する公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

該当なし

別表-1 公益的機能別施業森林及び木材等生産林のゾーニング（区分）

&lt;公益的機能別施業森林&gt;

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林	1	3,94,100-104を除く全域	145.62
	2	30,91-93,105-108,113を除く全域	82.75
	3	4,11-13,46-48,99-101を除く全域	63.74
	4	64,65,73-75,80,87,96,105,109,144-146,160-166を除く全域	159.94
	5	1,3-10,12,120を除く全域	41.35
	6	26,28,29,43,45,48-50,170,171,182,208,210-214,217を除く全域	170.02
	7	43-48,64,82,106,107,115,116を除く全域	77.61
	8	27,106,118,127,128,130,152,153,176,178-182を除く全域	159.88
	9	10,11,41,42,69,70,78,80-84,86,128-130を除く全域	77.56
	10	79,82,108,110,111,115,118,120,130,134,137,146,147,197,199,200を除く全域	94.94
	11	23-25,135,153,154,224を除く全域	115.65
	12	61を除く全域	67.58
	13	全域	54.43
	14	全域	2.04
	15	12,17,20を除く全域	14.77
合計			1327.88
山地災害防止林	1	3,94,100-104	12.75
	2	30,91-93,105-108,113	3.40
	3	4,11-13,46-48,99-101	16.16
	4	64,65,73-75,80,87,96,105,109,144-146,160-166	25.12
	5	10,12	0.72
	6	26,28,29,43,45,48-50,170,171,182,208,210-214,217	6.00
	7	43-48,64,82,106,107,115,116	5.15
	8	27,106,118,127,128,130,152,153,176,178-182	5.68
	9	10,11,41,42,69,70,78,80-84,86,128-130	12.68
	10	79,82,108,110,111,115,118,120,130,134,137,146,147,197,199,200	3.52
	11	23-25,135,153,154,224	3.00
	12	61	0.20
	13	該当なし	0.00
	14	該当なし	0.00
	15	12,17,20	1.60
合計			95.98
生活環境保全林	-	該当なし	0.00
保健・文化機能等維持林	5	1,3-9,120	11.28
	合計		11.28

<木材等生産林>

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
木材等生産林	1	9,14,20,21,25,29,31,32,35,38,43-51,53,54	42.58
	2	6,8-17,21,23,24,28,32-42,46-48,50,51,53-55,59-62, 64-70,72,73,75-80,83,84,86,87,89,90,97,102,104, 109-112	63.03
	3	1,3,6-10,15-17,19-22,29,32,33,38-45,49-55,57,60, 72-77,79,80,82-90,94-97	53.21
	4	1,2,4,7,11,13,15-18,20,23,28,29,31-36,38-44,46-51, 53,55-57,59-63,66-71,76,82,83,86,89-95,97-101, 107,108,110,112-115,117-121,124,132-139,150, 151,153,167	146.06
	5	13-18,20,23,41,44,47,50,51,55-57,59-63,67,68,70,72, 78-82,97-99,114,115,123-128,130,150,181	34.38
	6	2-5,7,8,12,14-25,35,36,39,44,51,52,54-56,60,61, 63-68,70,71,73-80,86-88,93,94,96,100,101,104, 107,108,110-112,115-127,131,133,135,137-143, 145-149,152-159,161-163,167-169,172,173, 178-181,185-190,192,201,202,205,206,216, 218-227,230	146.45
	7	2,4,5,8,11,15-17,19-23,26-32,34,40-42,49,52-57,59, 62,65-81,83-86,91-93,95,97-101,103-105,108, 110-114	58.61
	8	1-14,17,18,20-26,28-44,46,50,53-55,57-59,61-67, 69-70,72-74,76,77,83,86-104,110-113,117,119,120, 126,129,131-134,138-146,149-151,155,157-159, 162-165,172,173,175,183-185	152.96
	9	1,3,5-9,13,14,19-37,60-67,71,73,74,76,79,85,87,88,91, 94-98,103-108,112,119,123-125,127,131	70.28
	10	1-5,7-9,11-18,20-26,29-34,36,37,40,42-45,54-59, 62-70,73,76-78,80,84-92,94,95,97-105,107,109, 113,114,116,117,119,121-127,131-133,135,136, 138-145,148-153,155,156,158,161,162,181,182,190, 192,193,195,198,202	90.93
	11	1,4-8,10,12,16,18,19,26,28,37-40,42-68,72-76,78, 81-83,85,88,92-94,98-101,103,109,111-113,115-118, 124,125,132-134,136-138,141-146,150,151,155-159, 161,163-165,167,169-171,174,175,180,182,184,185, 187,188,198-215,217,218,220,222,225,226,267,268	109.20
	12	4,6,7,9,10,20-29,31,35-44,50-57,59,60,62,68-72, 74,78,80-83,90,95,98-108,119-121,124,127	49.59
	13	3,5,7,9-20,22-30,36,37,39,42,44-51,55,56,64,66,71, 74,80,84,85,87-90,92,93,95-97	41.90
	14	19,21-24	2.04
	15	34,36,39,42,43	1.92
合計			1063.14

<公益的機能別施業森林>上乗せゾーニング(区分)

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水資源保全ゾーン	該当なし		
生物多様性ゾーン	該当なし		
	水辺林タイプ		
	保護地域タイプ		

<木材等生産林>上乗せゾーニング(区分)

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
特に効率的な施業が可能な森林	1	木材等生産林のうち全域	42.58
	2	木材等生産林のうち全域	63.03
	3	木材等生産林のうち50,60を除いた全域	51.54
	4	木材等生産林のうち全域	146.06
	5	木材等生産林のうち全域	34.38
	6	木材等生産林のうち22を除いた全域	146.49
	7	木材等生産林のうち全域	58.61
	8	木材等生産林のうち全域	152.96
	9	木材等生産林のうち全域	70.28
	10	木材等生産林のうち全域	90.93
	11	木材等生産林のうち全域	109.20
	12	木材等生産林のうち全域	49.59
	13	木材等生産林のうち全域	41.90
	14	木材等生産林のうち全域	2.04
	15	木材等生産林のうち全域	1.92
合計			1,061.51

別表-2 公益的機能別施業森林及び木材等生産林における施業方法

<公益的機能別施業森林>

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における 主な実施基準(注1)
		林班	小班		
水源涵養林	伐期の延長を推進すべき森林	1	3,94,100-104を除く全域	145.62	主伐林齢:標準伐期齢 + 10年以上 皆伐面積:10ha以下
		2	30,91-93,105-108,113を除く全域	82.75	
		3	4,11-13,46-48,99-101を除く全域	63.74	
		4	64,65,73-75,80,87,96,105,109,144-146,160-166を除く 全域	159.94	
		5	1,3-10,12,120を除く全域	41.35	
		6	26,28,29,43,45,48-50,170,171,182,208,210-214,217を 除く全域	170.02	
		7	43-48,64,82,106,107,115,116を除く全域	77.61	
		8	27,106,118,127,128,130,152,153,176,178-182を除く全域	159.88	
		9	10,11,41,42,69,70,78,80-84,86,128-130を除く全域	77.56	
		10	79,82,108,110,111,115,118,120,130,134,137,146,147, 197,199,200を除く全域	94.94	
		11	23-25,135,153,154,224を除く全域	115.65	
		12	61を除く全域	67.58	
		13	全域	54.43	
		14	全域	2.04	
		15	12,17,20を除く全域	14.77	
山地災害防止林 生活環境保全林 保健・文化機能等維持林	伐採面積の規 模の縮小を行 べき森林(注2)		該当なし		主伐林齢:標準伐期齢 + 10年以上 皆伐面積:10ha以下
	長伐期施業を推進すべき森林	1	3,94,100-104	12.75	主伐林齢:注3の表による 皆伐面積:10ha以下
		2	30,91-93,105-108,113	3.40	
		3	4,11-13,46-48,99-101	16.16	
		4	64,65,73-75,80,87,96,105,109,144-146,160-166	25.12	
		5	1,3-10,12,120	12.00	
		6	26,28,29,43,45,48-50,170,171,182,208,210-214,217	6.00	
		7	43-48,64,82,106,107,115,116	5.15	
		8	27,106,118,127,128,130,152,153,176,178-182	5.68	
		9	10,11,41,42,69,70,78,80-84,86,128-130	12.68	
		10	79,82,108,110,111,115,118,120,130,134,137,146,147, 197,199,200	3.52	
		11	23-25,135,153,154,224	3.00	
		12	61	0.20	
		13	該当なし	0.00	
		14	該当なし	0.00	
		15	12,17,20	1.60	
複層林施業を推進す べき森林	複層林施業を推 進すべき森林 (択伐によるも のを除く)		該当なし		主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:70%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の1/2 以上を維持する
	択伐による複層 林施業を推進す べき森林		該当なし		主伐林齢:標準伐期齢以上 伐採率:30%以下又は40%以下 その他:標準伐期齢時の立木材積の 7/10以上を維持する
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を 推進すべき森林		該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立 木材積を維持する

## &lt;木材等生産林&gt;

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林經營計画における 主な実施基準(注1)
		林班	小班		
木材等生産林	効率的な整備が可能な森林	1	9,14,20,21,25,29,31,32,35,38,43-51,53,54	42.58	皆伐面積:10ha以下
		2	6,8-17,21,23,24,28,32-42,46-48,50,51,53-55,59-62, 64-70,72,73,75-80,83,84,86,87,89,90,97,102,104, 109-112	63.03	
		3	1,3,6-10,15-17,19-22,29,32,33,38-45,49-55,57,60, 72-77,79,80,82-90,94-97	53.21	
		4	1,2,4,7,11,13,15-18,20,23,28,29,31-36,38-44,46-51, 53,55-57,59-63,66-71,76,82,83,86,89-95,97-101, 107,108,110,112-115,117-121,124,132-139,150, 151,153,167	146.06	
		5	13-18,20,23,41,44,47,50,51,55-57,59-63,67,68,70,72, 78-82,97-99,114,115,123-128,130,150,181	34.38	
		6	2-5,7,8,12,14-25,35,36,39,44,51,52,54-56,60,61, 63-68,70,71,73-80,86-88,93,94,96,100,101,104, 107,108,110-112,115-127,131,133,135,137-143, 145-149,152-159,161-163,167-169,172,173, 178-181,185-190,192,201,202,205,206,216, 218-227,230	146.45	
		7	2,4,5,8,11,15-17,19-23,26-32,34,40-42,49,52-57,59, 62,65-81,83-86,91-93,95,97-101,103-105,108, 110-114	58.61	
		8	1-14,17,18,20-26,28-44,46,50,53-55,57-59,61-67, 69-70,72-74,76,77,83,86-104,110-113,117,119,120, 126,129,131-134,138-146,149-151,155,157-159, 162-165,172,173,175,183-185	152.96	
		9	1,3,5-9,13,14,19-37,60-67,71,73,74,76,79,85,87,88,91, 94-98,103-108,112,119,123-125,127,131	70.28	
		10	1-5,7-9,11-18,20-26,29-34,36,37,40,42-45,54-59, 62-70,73,76-78,80,84-92,94,95,97-105,107,109, 113,114,116,117,119,121-127,131-133,135,136, 138-145,148-153,155,156,158,161,162,181,182,190, 192,193,195,198,202	90.93	
		11	1,4-8,10,12,16,18,19,26,28,37-40,42-68,72-76,78, 81-83,85,88,92-94,98-101,103,109,111-113,115-118, 124,125,132-134,136-138,141-146,150,151,155-159, 161,163-165,167,169-171,174,175,180,182,184,185, 187,188,198-215,217,218,220,222,225,226,267,268	109.20	
		12	4,6,7,9,10,20-29,31,35-44,50-57,59,60,62,68-72, 74,78,80-83,90,95,98-108,119-121,124,127	49.59	
		13	3,5,7,9-20,22-30,36,37,39,42,44-51,55,56,64,66,71, 74,80,84,85,87-90,92,93,95-97	41.90	
		14	19,21-24	2.04	
		15	34,36,39,42,43	1.92	
	特に効率的な 施業が可能な 森林	1	木材等生産林のうち全域	42.58	皆伐面積:10ha以下 伐採後は原則、植栽による更新を行う
		2	木材等生産林のうち全域	63.03	
		3	木材等生産林のうち50,60を除いた全域	51.54	
		4	木材等生産林のうち全域	146.06	
		5	木材等生産林のうち全域	34.38	
		6	木材等生産林のうち22を除いた全域	146.49	
		7	木材等生産林のうち全域	58.61	
		8	木材等生産林のうち全域	152.96	
		9	木材等生産林のうち全域	70.28	
		10	木材等生産林のうち全域	90.93	
		11	木材等生産林のうち全域	109.20	
		12	木材等生産林のうち全域	49.59	
		13	木材等生産林のうち全域	41.90	
		14	木材等生産林のうち全域	2.04	
		15	木材等生産林のうち全域	1.92	

注1 森林經營計画を作成して施業を行う場合、本表の各区分の具体的な施業方法について、注2、に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林經營計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林經營計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

樹種		主伐可能な林齢
人工林	アカエゾマツ・エゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ(グイマツ・グイマツとの交配種を含む)	48年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種更新によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種更新によって生立する広葉樹	128年以上
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	50年以上

別表- 3 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣	森林の区域(林班)	面積(ha)
エゾシカ	1 ~12	1,365.70

